

浄化槽設置事業補助金対象区分について

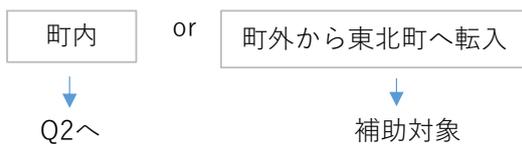
平成31年度から**補助対象外**となる浄化槽の設置は...

- ・既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への浄化槽設置
(具体的には合併浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合の浄化槽設置)
- ・既設合併浄化槽の更新・改築(災害に伴うものは除く)

※申請の際は、下記を参考に補助対象かどうか確認してください。

●個人宅に浄化槽を設置する場合

Q1.申請者の現住所は



Q2.浄化槽を設置する建物の工事種別は



Q3.申請者の現住居の住宅区分は



Q4.申請者の現住居の排水状況は



Q5.新築の建物に引っ越す人は



●貸家・アパート等(戸建て等)に浄化槽を設置する場合

入居者が決まっていないときは補助対象外。

入居者が決まっている場合も一度下水道課にご相談ください。